

第1回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会

日 時 令和7年11月25日(火) 午前10時30分～
場 所 小金井市役所西庁舎2階 第五会議室
出席委員 4人
部会長 水津 由紀 委員
委 員 喜多 明人 委員 小峰 優子 委員 中村 靖夫 委員
欠席委員 岩瀬 有未 委員

事務局 児童青少年課長 平岡 美佐
児童青少年係長 清水 康之
児童青少年課主査 永井 桂

傍聴者 1人

1 開会

平岡課長

本日はお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、早速、令和7年度第1回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会を始めさせていただきます。

私は、児童青少年課長の平岡と申します。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、事務局から何点か御案内させていただきます。

初めに、本日の配付資料についてですが、次第のほか、次第の下に書いております資料1から資料3の3点となっております。あと、当日配付資料はありますか。

永井主査

事務局です。配付資料として記載している資料1、資料2、資料3、こちらは事前に皆様にもデータでお送りしていたかなと思うのですが、そのほかに参考資料として当日配付で「小金井市における子どもの意見表明に係る取組について」というものを1つお出ししておりますので、よろしくお願いいたします。

平岡課長

なお、本部会の部会長につきましては、小金井市子ども・子育て会議会長の指名により、水津委員に務めていただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第1回なので、水津部会長から順番に自己紹介をお願いいたします。

水津部会長

会長より部会長を仰せつかりました水津と申します。よろしくお願いいたします。

子どもの権利部会には、オンブズ制定のころからずっと関わらせていただいております。私自身は、小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会の代表をしております。市内の子どもたちに関する活動をしている方たちとともにいつも活動しております。また新たな気持ちで取り組みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

平岡課長

喜多先生、よろしくお願いいたします。

喜多委員

子どもの権利部会は、水津さんよりもちょっと前からやっております。オンブズの前に、施策、評価、検証の仕組みで評価指標をつくるか、そんな作業をやっていた部会から参加させていただいています。その後、オンブズの制度化、そして、オンブズのモニタリングをどうするかという部分を経て、今度、部会長のほうからもあると思いますが、子どもの意見表明の仕組みをどうつくるかというところで、部会継続ということで、私のほうでもやらせていただきたいと思っています。

元住民です。緑町のほうに実家がありまして、今は妹夫婦が住んでいますけれども、姪っ子も小金井市内で、まだ小学生です。そういうつながりでやっておりますので、よろしくお願いいたします。

平岡課長

よろしくお願いいたします。中村さん、お願いします。

中村委員

公募委員として参加させていただきます中村でございます。初心者ですが、よろしくお願いいたします。

平岡課長

よろしくお願いいたします。小峰さん、お願いします。

小峰委員 小峰です。よろしくお願いいたします。私は前回から、2期目と言っていいかどうか分からないですが、前は分からないまま何となく過ぎてしまって、今回はもうちょっと頑張ってやっていきたいなというふうに考えております。私自身は民生委員で、子どもだけの担当の民生委員なので、こちらのほうに民生委員児童委員協議会から来ているという形になっております。よろしくお願いいたします。

平岡課長 よろしくよろしくお願いいたします。ありがとうございました。
続いて事務局の紹介をさせていただきます。改めまして、児童青少年課長の平岡と申します。よろしくお願いいたします。

こちらが、児童青少年係長の清水と申します。よろしくお願いいたします。

清水係長 よろしくお願ひします。

平岡課長 また、事務局の児童青少年課主査の永井でございます。よろしくお願いいたします。

永井主査 永井と申します。よろしくお願いいたします。

平岡課長 なお、本部会の会議録の作成につきましては、会議内容を録音させていただいておりますので、発言の際には、お名前をおっしゃっていただいてから御発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本日は岩瀬委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、委員の御出席を半数以上いただいておりますので、会議としては成立していることを御報告申し上げます。

それでは、議題に入りたいと思いますので、ここからは部会長に進行をお願いいたします。

2 議題

水津部会長 それでは、ただいまから令和7年度第1回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会を開会させていただきます。

初めに、事務局から本日の流れについて説明をお願いいたします。

永井主査 事務局でございます。本日の次第を御覧ください。本日の議題は、3点となっております。まず1番目が、部会における検討内容と進め方について。そして、子どもの権利の日の制定について。子どもの意見・議論が実現につながる仕組みづくりの検討について。主な議題は、この3点となっております。

事務局からは以上です。

水津部会長 ありがとうございます。

それでは早速ですが、本日の議題に入りたいと思います。まずは議題1、部会における検討内容と進め方についてを議題といたします。

初めに、事務局から説明をお願いいたします。

永井主査 事務局でございます。本部会の設置目的について御説明させていただきます。資料1を御覧ください。

本内容は、令和7年10月9日に開催された子ども・子育て会議でお示した

内容と重複するところがあるかとは思いますが、初めての部会開催になりますので、改めて御説明させていただきます。

本部会は、子どもの権利に関する施策を立案・検討する際に、子ども・子育て会議の下部組織として設置しております。この前の期の部会においては、子どもの相談・救済機関である子どもオンブズパーソンの設置後の実施状況及び子どもの意見表明権を確保する仕組みについて、子どもの権利の視点から検討を行い、検討結果については令和6年10月21日付で、子ども・子育て会議会長へ報告を行っています。

報告の中で挙げられた課題については、令和7年5月22日及び同年8月13日に開催した権利部会において審議を行い、同年8月21日付の子ども・子育て会議会長への報告の中で、課題の具体的な検討に着手するとともに、次期権利部会において引き続き審議することを提案しております。

以上のことから、今期においても部会を設置し、子どもの権利の視点から検討・審議を行うこととなりました。

本部会の役割についてでございます。次の3つの課題について、審議・検討を行います。

(1) 大人を含めた市民全体が子どもの権利についての認識を高める施策について。子どもの権利が生かされる社会環境を実現していくためには、子どもの権利について、大人も含めたあらゆる人に対する理解を深めることが必要であると考えています。そのため、「子どもの権利の日」を制定し、普及啓発のイベントなどを通して、市全体で子どもの権利を考える機会を創出します。子どもの権利の日の制定に当たっては、子どもが主体となって関われるよう支援し、子どもとともに制定に携わります。

(2) 子どもの意見・議論が実現につながる仕組みづくり。子どもが意見を言うだけで終わるのではなく、自分の意見を持って議論し、議論したことが実現する子ども参加の仕組みづくりを検討します。子どもたちが安心して意見を表明できる常設的な居場所についても確保について検討を行います。

(3) 子どもの意見・議論を支援する人材の育成。(2)の仕組みづくりを実現する上で重要な子どもの意見表明や、議論を支援する人材の育成方途を検討し、検討に当たっては、児童館における子ども会議など公的な取組に加えて、地域の子ども主体のイベントにおける取組等も参考といたします。

以上、これらの3つ課題について、子どもの権利の視点から検討・審議を行うこととしておりますので、皆様、よろしく願いいたします。

事務局からは以上となります。

水津部会長

ありがとうございました。今、御説明があったとおりではございますが、御質問等あれば、今、ここで議論をさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

まず、1に子どもの権利の日に関して。2に関しては、子どもの意見をどう取り入れるかの仕組みづくりについて。3番は、それに対する人材育成の支援につ

いてという3点ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題1については以上といたします。

次に、議題2、子どもの権利の日の策定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

永井主査

事務局でございます。子どもの権利の日の制定についての説明をする前に、本日、初めてこちらの部会に参加していただいている方もいらっしゃいますので、具体的な審議に入るに当たり、小金井市の子どもに関する条例について御説明をさせていただければと思います。

資料2をご覧ください。

小金井市の子どもに関する条例は、平成21年3月に制定されました。この条例は、子どもの最善の利益を保障するために、子どもが権利の主体であるということ、そして、権利の内容、市や市民、そのほかの人たちが何をしたらいいのかということを経済的に定めている理念総合条例となっています。

条例の目的としましては、第1条で「すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井」を目指すということになっております。小金井市の子どもに関する施策については、福祉、教育、健康など様々な分野があり、全てこの条例で定めた権利が保障されるように展開しているところです。のびゆく子どもプラン小金井では子どもの権利条例の理念を実現するための推進計画も包含した形となっております。

小金井市の条例の特徴としては、2つ挙げられます。1つは、ほかの市でも事例がありますけれども、子どもの願いの籠もった前文を子どもたちの意見で作ったことです。この子どもたちの意見で作った前文ですが、実際には、公募の小学生から高校生世代の子ども26人が、その当時、子ども会議というものを開催して、そこで出た意見を中心に聞きながら作成しております。その中で子どもたちからは、愛情、意思、環境の3つが大切なキーワードとして設定されています。

2点目は、子どもに分かりやすい表現でつくられているということです。小金井市では、子ども自身に条例の内容を知ってもらいたいという思いから、極力難しい表現を避け、漢字についても小学生で習う漢字以外はルビを振るなど、易しい表現になるように工夫をしています。

もう一度、前文のほうに戻っていただいて、一番後ろのページの左上のところを見てください。この前文では、子どもは愛情を持って自分のことを考え、接してほしいと願っているということ。子どもは自分の意思を伝え、受け止められることを願っていること。そして、子どもはよりよい環境で育ち育てられることを願っていること。このように子どもは愛情を持って育てられることで、自分の意思を持ち、それを自由に表現できる環境があることで、他者とともに生活していることに気づきます。そして、他者とともに平和な暮らしをつくり出すことが大切に思えるように成長することができます。このような内容が書かれており、子ども自身が考えた子どもの願いが表現されています。

次に、第4条のところになります。子どもの権利の保障に関する責務と留意事

項になります。大人は子どもの権利を保障すること、子どもの最善の利益を第一に考えることが求められていますが、これは子どもに影響を与えるあらゆる局面で、判断や行動の基準となります。また、ゼロ歳から18歳未満と幅が広いことから、年齢や心身の成長に配慮するように、この条文で求めています。

また、大人だけではなく、子ども自身にも権利の行使に当たって社会の基本的な約束事を知り、他者を思いやり、互いの権利を尊重することを求めていくことも、ここに含まれています。よく権利の話をする、子どもがわがままになるとか、子どものわがままを全て聞けということかというお話が出てきますが、そういうことではなくて、お互いに対等な立場で尊重しようねというような話になります。

次に、第6条を見ていただければと思います。この第6条は、第1条を受けて、この章で特に大切な権利を定めています。それは年齢や発達に応じた配慮を必要としているという説明にもなっております。そして、その後の第7条から第11条が大切な小金井市の子どもの権利に関する条例の柱ということで、5つの権利を総則的に定めています。

この5つは、小金井市の子どもの権利に関する条例の柱となっていますので、リーフレットでは、必ずこれが一番分かりやすいように、条文から抜いた形で掲載をしております。

続いては、第3章になります。第12条のところですね。第12条では家庭、第13条では育ち学ぶ施設、第14条では、地域での子どもの権利の保障が記載されています。第13条と第14条では、それぞれの条文の中で、子どもの権利を保障する家庭の中の親をサポートし、市、施設の関係者、市民が互いに連携し、協力するということが求めています。雑駁ではございますが、権利条例については以上です。

子どもの権利に関する条例の目的である「すべての子どもが生き生きと健やかに、安心して暮らせるまち小金井」を目指すために中心となる計画が、のびゆく子どもプランとなっております。その審議を行う協議体が子ども・子育て会議です。子どもの権利に関する取組は、のびゆく子どもプランにおいても掲げられており、毎年度、事業評価が行われております。

資料2の子どもの権利に関する条例については、以上となります。

続きまして、議題2の本題である子どもの権利の日の制定についてに移らせていただければと思います。資料3を御覧ください。

先ほど、議題1の中で御説明した3つの課題のうちの1つ、市民全体が子どもの権利の認識を高める施策の一つとして、子どもの権利の日を制定することについて御説明いたします。前回から引き続き、委員として御出席の方へは復習の意味も込めて、改めて御説明をさせていただきます。

それでは、2、制定を提案する背景のところを御覧ください。令和4年度に、子どもの相談・救済機関である子どもオンブズパーソンを設置して以降、小学校をはじめとする子どもの権利学習、そして、小、中、高校へは「子どもオンブズ

パーソン通信」などの啓発物の配布などで、子どもの権利についての普及啓発は、この世代に対してかなり進んできました。また、未就学児についても、キッズ・カーニバルといった子ども向けのイベントなどで、子どもオンブズパーソンがブースを設置して、子どもの権利についての啓発活動を行この世代とその保護者へも権利の普及というところで、少しずつですが、進んでいるところです。

一方、大人、特に子どもと関連を持たない大人世代については、アプローチをする機会が少なく、大人世代への普及啓発が進んでいないのが実情です。大人向けとしては、例えば子どもオンブズパーソンの年次活動報告会などで子どもの権利についてお知らせする試みを毎年行っていますが、市民の方への普及啓発の機会としては少ないといえます。

3番、制定による効果というところを御覧ください。ここで子どもの権利の日というものを制定し、それを普及啓発するイベントなどを行うことで、市全体で子どもの権利を考え、子どもの権利に対する認識が高まるきっかけにはなるのではないかと考えています。

4番の制定への検討手法のところを御覧ください。制定に向けて、子どもの権利の日を市民に広く周知するための方法等、ここは子どもが主体となって検討するというところを予定しています。検討に当たっては、市内在住の子どもたちで組織される子どもの会議体を組織するというふうになっています。

また、広く周知するための方途等のところですが、これを子どもたちに尋ねるため、今年の7月に市立の小学校6年生から市立の中学校1年、2年、3年の子どもたちにアンケートを実施しました。アンケート結果は、前回の8月の会議でも簡単にお示しをさせていただきました「子どもの権利の日」のイベントを周知する効果的な方法として、選択肢として次の4つがありました。

駅や学校にポスターを貼る、XなどのSNSで宣伝する、学校などでチラシを配布する、学校の授業で子どもの権利についての話をする。この4つの案の中で一番子どもたちから支持を得たのが、駅や学校にポスターを貼るといったものでした。そして、XなどのSNSで宣伝する、学校などでチラシを配布するといった案が支持されていました。一方、SNSの宣伝については、携帯を持っていない子ども学校の中にはいるので、そこは慎重にしたほうがいいのではないかという意見も出ていました。

選択肢以外にも自由意見を募ったところ、例えば宮地楽器ホールでイベントを行う。短い紹介動画を作成し、ユーチューブにアップする。そして、市報に掲載する、このような意見もありました。これらの子どもたちの意見を踏まえ、子どもたちの会議体で検討しながら周知方法を進めていく予定です。

ちなみに、子どもたちの会議体ですが、小金井市では令和5年度から中学生を中心とした「小金井（しょうがねい）を変えちゃう人の会」を組織して、毎年様々な議題、学校のことだったり、まちづくりのことだったり、様々なことについて議論、検討しています。本年度は、この子どもの権利の日を中心に、中学生たちに検討、審議をしてもらっているところです。

説明が長くなりましたが、子ども・子育て会議の下部組織である子どもの権利部会では、子どもが主体的に関われるように支援し、子どもとともに制定に携えるような姿勢を持って進めるといふようにしております。

項番5を御覧ください。「子どもの権利の日」の制定イベントについてです。こちらは仮の段階なんですけれども、現時点で検討していることを御説明しています。子どもの権利の日を制定するに当たって、児童館のほうも周年を迎えるということと、じどうかんフェスティバルというものをいつも11月の終わり、子ども向けのイベントとして実施しております、そのじどうかんフェスティバルとコラボをしながら、子どもの権利の日、子どもの権利を普及啓発するというイベントを行いたいと思っております。

そして、イベントの日時ですが、令和8年11月29日を予定しています。前回、8月13日に行われた第5回子どもの権利部会において、子どもの権利の日を11月20日にすることが提案されました。11月20日は世界子どもの日であり、子どもの権利条約は1989年のこの日に採択されていますし、また、したがって、日本のほかの自治体でも、この子どもの権利の日を制定しているところは11月20日を権利の日としているところが多いです。ただ、11月20日自体は平日であることが多いため、その前後の休日、子どもたちが参加しやすい休日をイベント日に設定したいと考えています。

イベントの実施場所ですが、駅前の宮地楽器ホールでできたらというふうに考えています。先ほど口頭でも御紹介したアンケートでも、宮地楽器ホールでイベントをしたらという意見がありました。武蔵小金井の駅前で立地もよく、イベントに興味のある方も、ただ、立地的にふらっと立ち寄ってのぞいてくれる方も多いような場所ですので、こちらでできたらというふうに検討しています。

続いて、項番6のところを御覧ください。子どもの権利部会の子どもたちの会議における役割分担です。子どもたちの会議では、子どもの権利の日のイベント内容の検討や周知方法の検討など、そして、子どもの権利の日の条例の前文検討なども予定をしているところです。

子どもの権利部会の役割としては、子どもの権利の日の根拠法令の検討と、子どもたちの会議の検討結果について報告を受け、必要に応じて専門的な助言を行う。これがこちらの子どもの権利部会の役割というふうに考えております。

最後は、子どもの権利の日の制定スケジュールです。こちらを御覧いただいて、スケジュールどおりに検討し、令和8年11月に子どもの権利の日を制定し、制定イベントを実施したいというふうに今のところ考えております。

雑駁ではございますが、事務局からの説明は以上となります。

水津部会長

ありがとうございました。幾つか続けて御提案があったと思うので、分けてお話ししたいと思います。

まずは最初に御説明のありました小金井市の子どもに関する条例についてですが、基本的なことでも構いませんので、もし質問とか、何か解釈の問題とかあれば、ここで御意見をいただけると。まず、子どもの権利に関する条例とい

うものが根底にあった上での事業となりますので、その確認をできればと思うんですけども、中村さん、いかがでしょうか、何かありますか。

中村委員 いきなり意見と言われてもなかなか。

水津部会長 すいませんね。

中村委員 本当に初歩的なあれなんですけれども、小金井市さんはこちらでこうやってやっていらっしゃるんですが、ほかの市の状況なんかを参考までに、またはこれに対して、例えば東京都ですとか国がどういった立ち位置にあるのかというところを簡単に教えていただきたいと思います。

水津部会長 これは事務局？ 喜多先生から？

喜多委員 私ですかね。子どもの権利条約が日本で批准されたのは1994年ですので、もう30年近く前に日本も批准していたんですけども、ただ、国の姿勢としては条約を批准するというのは、国連外交として当時批准するのが通例だったんですが、中身を日本のこども政策に反映させるということについてはやや抵抗感があって、ほとんどたなざらしというんでしょうか、条約を批准してきたけれども、中身については、国、政府レベルでは、それを政策に反映するという事はしてこなかったんですね。それが28年後というんでしょうか、2022年の6月に国会でようやくこども基本法という法律が、今から3年前ですが、成立しまして、ここでようやく子どもの権利条約を生かそうと、こども政策を総合的に推進していくときに、子どもの権利条約の例に基づいて政策を推進していきますという第1条の目的が集まりまして、特に重視したのが意見表明権で、子どもの権利条約の12条にある子どもの意見表明権をこども基本法も重視しましょうと。3条に入っているんですけども、意見表明参加を中心に、特にこども政策を、言わば策定したり、実施し、あるいは評価するときには必ず子どもの意見を聞かなきゃいけない。こどもの意見の反映義務というのがこども基本法の11条に定められたんです。これでもう小金井市も含めて1,600かな、自治体全部が、こども計画とか政策を立てるとき、必ず子どもの意見を反映しなきゃいけないという法律ができちゃったものですから、もうあたふたして大騒ぎになっているんです。

いろんなやり方があるんですけども、小金井市としては、もともと条例をつくってましたので、条例上もそういうふうに、子どもの意見を反映ということをお願いしてましたから、だから率直にこども基本法だからということではないんですが、小金井市も権利条例も含めて子どもの意見の反映をするような政策を今後ともつくっていきましょう。

ただ、小金井市の条例は、やや制度的な仕組みをつくるどころまで至らないで制定された経緯があります。結構早い時期にできたので、遅い時期にできた条例ほど制度も制度設計もかなりしっかりしていたんですが、小金井はまだ早かったんで、例えばオンブズ、権利救済の仕組みというのは条例化されていなかったんですね。ですから、権利部会で、じゃあ、オンブズを制度化するような設置条例をつくりましょうということで検討部会をやってきましたし、今回も意見反映とか子ども参加の仕組み、これも条例上は本来必要だったんですけども、これが

具体的にはなっていなかったので部会でやりましょうという流れというんでしょうか、条例そのものはこども基本法ができてから急速に条例化が進んでいまして、私たちが確認しているだけで80以上の自治体でできて、もうそろそろ100近くになるぐらい、子どもの権利に関する条例が、こども基本法の影響もあって全国的に進んできている状況です。

小金井はどちらかというと早かったです。ですから、新生的な扱い、今申し上げたように、制度化が十分ではなかったのが、今やっているということです。

水津部会長 ちなみに、多摩26市では一番早い制定という。

中村委員 そうですか、頼もしいですね。

水津部会長 そういうことでございます。

中村委員 ありがとうございます。

水津部会長 今、御説明があったように、そういう、そのときの条例に足りないものとか、これからつくらなければいけないものを新たに条例としてこれからつくっていくというような考え方で、まずはオンブズ条例をつくりましたし、その後、おっしゃるように、子どもの権利の日に関する条約というものをこれから作成しようかなという流れ。

喜多委員 子どもの権利の日を定めている条例は結構あるんですよ。これを、小金井は早過ぎてそこまで行きつかなかったんですけども、言わばシンボリックな条例を市民が非常に、条例の存在を自覚できるような、そういう意味での子どもの権利の日とか、それからシンボル施設をつくる場合もあるんです。川崎市なんかは子ども夢パークという、条例に基づくシンボル施設をつかって市民に周知するというやり方もあるんですね。小金井はなかなかシンボル施設をつくるのが大変、影ながら見ていたんですけど、子どもの権利の日をつかって、そこで市民に周知して、この条例の意義を確認する会議ですけど、これも要するに新しく制度化する流れだと思います。

水津部会長 というような流れで。

中村委員 ありがとうございます。

水津部会長 小金井市では子どもの権利の日に関するということを先駆けてつくりましたけど、先生がおっしゃるように、2022年にこども基本法ができてから、他市が慌てて、いろいろな形で策定したり、あと、子どもの権利という言葉を入れない条例が、こども条例とかという。

喜多委員 名称の問題は、やはり権利、若者論みたいな、市民の方に、まだ権利に対する受け止め方がちゃんと十分でない場合に、誤解というか、混乱を避けるために権利という言葉を使わないという、名称上ですね。内容的には権利条約を批准しているわけですからいいんですけども、名称なんかで、こども条例というところにやる場合も結構あります。

水津部会長 あと、私の知っている範囲では、国のこども基本法に準ずるという考え方で条例は策定しないという地方自治体もないことはないです。

喜多委員 あと、国の政策でいうと、いわゆる青少年健全育成で条例ができていた流れが

あるんです。これはどちらかというところ保護型です。子どもの権利であるというよりも、子どもたちの保護、青少年保護という精神で、これは戦後結構つくられて、これは子どもの権利条約とは区別して、そういう条例ももちろん各自治体にあるというふうに見ておいていただいたほうがいいと思います。子ども関係の条例が子どもの権利条約だけじゃないんです。いろんな関係で、そういう条例がつくられてきていると思います。

中村委員 ありがとうございます。

水津部会長 ありがとうございます。おっしゃるように、最初のほうにできた条例ということで、通すためにいろんな技術も必要だったので、先ほど永井さんがちょっとおっしゃいましたけど、子どもの権利に対する義務表現みたいなのが若干入っていると色々な問題はあるんですけども、取りあえず、今、子どもの権利に関する条例があることで、この町の中で、子ども・子育て会議ののびゆくこどもプランの中でも、最善の利益ということを目指すとか、子どもの権利に関する条例が根拠になっていることが多くありますので、持っているということに関しては、まず一旦は誇っておきたいかなと思います。

中村委員 ありがとうございます。

水津部会長 それでは、11月20日に子どもの権利の日ということ制定するという方向で、この権利部会では中の細かい内容について検討していきたいと思います。ですので、11月20日が子どもの権利の日になるという下で、その権利の日についての具体的な内容をここで話していくというのが2つ目の議題の主なところになります。

喜多委員 あと、部会の中に入れていただくと、法的検討が。

水津部会長 そうですね。

喜多委員 子どもの権利の日をどういう手法で、いわゆる行政規則で定める場合と、条例なんかで定める場合といろいろあるわけですが、先ほど申し上げたように、子どもの権利条例の不十分な点を補充していくという意味合いでいうと、やはり条例化が望ましいだろうということで、子どもの権利の日を条例で定めていくという方向が、一つ、私たち部会でもその方向がいいんじゃないかという話をしていたんですね。

水津部会長 そうですね。ですので、子どもの権利部会の役割の中にある根拠法令の検討ということなんです。ここは喜多先生の御専門ですので、中心に、条例整備に当たっての提案ができるような形にしたいと思います。

今、事務局から御説明があったように、20日を権利の日と定めるとして、どこでもそうですけれども、20日前後に、そのためのイベント的なものを行うと考えるとして、今の市のほうで準備しているのが、来年11月29日の日曜日に小金井宮地楽器ホールでというふうに、今、検討されているというところですので、これに関しては、日程その他はそれでよろしいのかなと思いますが。

喜多委員 あと、その中身を決めていく主体、子どもの権利の日をどういうふうな企画、中身にしていくかを話し合っていく、主体をどういうふうにつくっていくかで、

これは先ほど事務局から説明があったように、子どもたちも参加してもらおう。子どもの権利の日を企画していく場合にも、子どもの意見も聞くというので、その具体的な案が出てきているというお話がありました。ただ、基本は市民全体に周知していくということから言えば、やはりもうちょっと広く企画を立てていく主体が必要じゃないかと。つまり、子どもの権利や、子ども支援に関わった団体、グループ、そういう人たちにも企画を立てていくときに、企画委員会というのかな、企画会議的なものをつくっていく必要はあるんじゃないかと。

実際、川崎市の子どもの権利の日なんかは、数十団体が企画委員会をつくって、企画を立てるときに、ああでもないこうでもないというプロセスが大事だと思うんですね。ですから、そういうのは小金井でもやっていいのかなと思うんですけど。

水津部会長 そうですね。イベント自体の、どういう形でかは分かりませんが、市民が参加しながらの企画委員会のようなものを、具体的なことを言うと、つくって、当日のイベントをやっていきたいと考えたいと思いますし、まず大きな目的として、一つは、それこそ先に説明があったとおり、広く市民に向けて、子どもの権利の日を普及啓発するというのが第一目的ですので、そのことができるようなものと、あと、子どもの意見がそこに反映されるような内容という、この2つは柱として考えたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

喜多委員 12月の子ども会議というのは、具体的な、中学生たちの動きを踏まえて。

喜多委員 そういう子どもは、さっきちょっとあったような中学生案が出てくるという。

永井主査 小金井を変えちゃう人の会の子たちが、今、子どもの権利についていろいろ考えてくれているので、12月14日に発表の場を設ける予定です。

喜多委員 子ども会議という言葉を使っているけれども、これは今後、意見表明の仕組みづくりの子ども会議とは違う、どちらかということと中学生グループの発案というか、議論でまとめたということですよ。

水津部会長 というのは、原文に子どもの意見を入れると言っていますよね。

永井主査 はい。

水津部会長 となると、やっぱりそこを中心という。

永井主査 子どもたちは、そうですね。条例の前文を検討しているところです。

水津部会長 非常に時間がないということが今何となく分かってきたので、流れとしては、条例に関しては、子ども会議が12月14日にあると思うので、そこを中心に前文づくりのところに子どもの意見が入るということをしつつ、法的な、いろんなものをクリアした条例というものの素案を、1月にそこも含めて出していただく。

喜多委員 議案上程というのは6月ですか。

永井主査 はい。6月を予定しております。

水津部会長 とにかくこの流れはもう決まってしまうので、そこに向けて協力できるところは頑張りたいと思いますので、全体の流れ、分かりました？ 条例に関する査定までの流れというのは、今、おっしゃられたように、素案をつくって、1月部会で検討して、パブリックコメントをかけて、3月に再度検討して、そして

6月に上程ということで、可決されれば以上で可ということにぜひしていくように、暫時努力を行政とともにしていければと思います。

喜多委員 ちょっと分かりにくかったのは、議案と書いてあるのは、例えば条例を想定した条例案的な、それは必ずしも子どもの権利の日の企画全体ではないですね。

水津部会長 基本は大筋じゃないですか。

永井主査 まあ、はい。

喜多委員 法的な条例に盛り込むものってかなり、そんなに長いものじゃないじゃないですか。

永井主査 そうですね。一般的に記念日に関する条例はそれほど長くありません。

喜多委員 権利の日の具体的な中身は、例えばどういう手続で、こういうふうに関後企画が立てられていくという組織的な手続は条例化できるとは思うんだけど、やろうと思えば。企画の中身そのものは、趣旨と目的は入るだろうけど、具体的な権利の日の中身というのは、むしろ条例後でしょう。

永井主査 そうですね。法令的なところを、今言われているのはそうですね、いわゆる根拠法令だと、公的なところを。

喜多委員 根拠法令は、だから6月にやるとしても、企画の中身までそこへ全部持っていく必要はないわけですね。

永井主査 そうですね。

水津部会長 要するに条例にどこまで盛り込むかというお話ですね。

喜多委員 全部を、パブコメにかけるのは結構、企画内容全体にかかるけれど、その全部を6月にまとめるものではないですね。

平岡課長 事務局の平岡です。事務局として考えているのは、6月の議案はあくまでも条例案を上程すると。

喜多委員 そうですね。

平岡課長 条例が可決をして、先生がおっしゃったとおり、子どもの権利の日の普及啓発を図るシンボルの日として子どもの権利の日を制定する。じゃあ、その権利の日を基軸とした子どもの権利というものを普及啓発する活動内容とか、具体はその条例が制定されてから。

喜多委員 後ですね。

平岡課長 そうです。後になります。

喜多委員 そうですね。そこの区別をしておかないと。

平岡課長 そうですね、おっしゃるとおりだと思います。

すいません、今、小金井を変えちゃう人の会の状況について、紹介させていただければと思います。この条例に関しては、子どもが条例をつくって、前文に自分たちの思いを載せたいと。自分たちの手でつくってみたいという意見が小金井を変えちゃう人の会で出ました。

子どもたちと話していく中で、まず、条例の、26市中1番目に子どもの権利条例は制定されたという勉強会を開いたりですとか、そもそも条例とは何だろう、それは、小金井市で最も上位にあるルールで、大人も子どもも考えてもらおうよ

という日をつくろうとしているんだよということで整理をしました。子どもたちもぜひ、条例の前文をつくりたいというところで、そのたたきの案を策定するに当たってワークをしました。

例えば、自分の意見を言うときはどんな気持ちになるというところで、自信がなくても意見を言えるようにしてほしいとか、干渉してほしいくないけど相談はしたいとか、そういった意見が出ました。意見表明をみんなの前でするとき、どんなことを思うと聞いたときに、ばかにされるのが嫌だから言わないのが正解なのかなと考えてしまうとか、自分の意見を親友に否定されるのが一番つらいから、友達はどう考えたんだろうというのがとても気になるとか、本当に、正直に意見を表明するときに、自分たちがどんな葛藤をしていて、それでも意見を表明したいんだという心の動きというか、そういったところが意見として出ました。

じゃあ、意見を表明した後、何をしてほしい、どうなったらいいと思う？というところを話し合ったときに、相手にうまく伝わるか心配、分かってほしい、正しく理解してほしい、応援してほしいとか、まずは反対でもいい、何か反応してほしい、無視されたくないという意見とかも出ました。

続きまして、ワーク2については、意見を言うとき、周りの大人に大切にしてもらいことって何っていうことを聞きました。場面場面で、意見表明前と意見表明後で場面を分けて意見を吸い上げてもらいました。意見表明前は、緊張する、圧がかかると言いづらい、一々自分の意見に反応したり、愚痴を言われるのがとても嫌だというところで、もう対話して返答してほしいんだと、対等に扱ってほしいとか、様々そういった意見が出ました。意見表明後は、自分たちが子どもだということへの偏見をなくしてほしい、欠点を探さないでほしい、肯定してほしい、尊重してほしいという意見が出ました。これらの意見を、子どもたちみんなが出した後に、じゃあ、この中で、僕たち、私たちはどういうキーワードを前文に入れて、どういうことを大人に分かってほしいと思う？ どういう前文にしたいの？ というところで、みんなでキーワードを出し合って、今、その前文の素案となるたたきの文をみんなで考えているという状況になっています。12月14日に、中学生の小金井を変えちゃう人の会をやると思うんですが、ここでは、実は子どもの発言とかを、緊張せずに子どもが自由に発言できるようにというところで、原則非公開と言いますか、公開はしていません。とにかく子どもが伸び伸びとできるような雰囲気づくりというところでやろうと思っています。

その中で、今、子どもたちに一回相談をしようと思っているんですけども、再度前文を見て、子どもたちにそれを見て話をしてもらって、じゃあ、これを実現するためにはどういうことをやってみたいと思う？ とか、この前文のこの言葉はどう思う？ とか、そういったところを14日に、子どもの意見を広くまとめていきたいと思って今進めているところです。

すいません、長くなって申し訳ありませんでした。

水津部会長

ありがとうございます。

ある程度子どもの意見表明は進んでいるということで。

喜多委員 ぜび前文の中に反映するというので、要するに、ちょっと問題を整理すると、子どもの権利の日をどうするかという全体像を今企画、議論するものではなくて、1つは子どもが中心になってやっている、条例案で言えば前文に当たるどころ、それから、条例の本文に当たるどころは、1つは、その権利の日の趣旨や目的を決めるところと、あと、権利の日の、どう進めるかという企画や手続、企画の主体や手続について決めるところ、大きく言うと、その辺りの条例の骨子を検討するのが、とりあえず部会としてやるべき作業かなと思うんです。そのポイントは、企画案を立てるのが先だと、条例ができた後やればいいことなので、最低限目的趣旨や、今言った前文づくりと目的趣旨と、あと主体と手続ですね。誰がどういうふうに、どんな中身で企画して、どういう手続を踏んで権利の日を設定していくか、そういうところを部会として整理しておけばいいということですね。もちろんそこにはパブコメもかけていくということですね。

水津部会長 はい。ですから、来年11月のイベントに関しては、あくまでも記念イベントかなとも思うので、全部がきちんとそろってなくても、これをスタートにできるような形を目指さないで……。

水津部会長 少し検討しておかないと準備が間に合わないので、6月の上程に関しては、内容を、先ほど言ったように、子どもの意見をどこまできちんと反映できているのかとか、イベントの趣旨をどう反映できるかというような中身を、法的根拠というところを素案が出たところできっちり精査させていただいて、それと並行して、私たちとしては、権利の日の条例制定はもちろんだけれども、プレイベントをどういうふうに進めるべきかみたいなことを少し話しておかなければ。

喜多委員 半年ないから、会場設定とか、例えば誰か講演で講師を頼むにせよ、時間がなからそれは、1年ぐらい、そんなことはある程度事務局主導で、部会も含めてある程度話を進めざるを得ないでしょう。

水津部会長 6月以降でもできる範囲でということ、市民参加の企画委員会というものをどこかで位置づけをして、全体を、具体的な、例えば講演会どうするとか何とかというのはもちろん事務局案をこちらで精査するでいいと思うんですが、そのほかの部分に関しては、6月に上程できたら具体的な話を進めるというようなことしか、ちょっと今難しいかなと思うので、その方向で行くことにしましょうかね。

それで、いろいろ話をしていたらあまり時間がなくなってしまったので、私たち子どもの権利部会の役割としては2つということが分かりましたので、子どもの権利の日に関しては、その方向でというふうにさせていただいて、とりあえず1回、時間がなくて議題2は終了させていただいてもよろしいでしょうか。

それで、次、議題3というものがございまして、それについて、事務局から説明を。

永井主査 今終わったのが、子どもの権利の日に制定についてというところで、議題2を終了して、議題3となります。

水津部会長 説明いただきたいと思います。

永井主査 子どもの意見・議論が実現につながる仕組みづくりの検討については、先ほど

議題、こちらも議題1の中で課題の検討事項の一つとして挙げさせていただきました。こちら、検討するきっかけの一つ、先ほど喜多先生からの御説明にもありましたけれども、令和5年4月に施行されたこども基本法の中で子どもの意見表明という点で、年齢や発達の程度に応じた子どもの意見表明の機会の確保及び子どもの意見尊重が基本理念として掲げられているとともに、子ども施策の策定に当たって、子どもの意見の反映に係る措置を講ずることが国や地方自治体に対し義務づけられたというところが大きなきっかけの一つとなっております。この法律を受けて、各自治体で子どもの意見を表明する機会の確保と施策に反映する取組というところで様々行われております。

本市においても、今日お配りした参考資料、小金井市における子どもの意見表明に係る取組についてという横長の資料を見てください。本市において、子どもの意見表明に係る取組というところで、各課で子ども施策を実施するとき、そして、計画などを策定するとき、子どもの意見聴取を実施しているところです。中身については、また後ほど見ていただければと思います。

先ほどの議題にもあったとおり、小金井を変えちゃう人の会という中学生の会議体も令和5年度から本市では行っております。ただ、しっかり仕組みづくりとか、はっきりした常設的な会議体ということはまだ本市では確立をしていないというところもありまして、これから、こちらの子どもの権利部会においては一緒に検討していただきつつ、その仕組みを確立、つくっていこうという流れになっております。こちらについて、またすいません、喜多先生、専門家の立場から御説明をお願いします。

喜多委員 資料1の2の(2)と(3)ですよね。これは僕のほうで説明しちゃっていい？

永井主査 お願いします。

喜多委員 資料1の2の部会の役割、(1)までは終わったんですね。今、資料1の2の部会の役割の(2)と(3)について、つまり、いろんな子どもたちの意見の聞き方があるんだけど、きちとした仕組みにはなっていないんですね。ここに書いてあるように、子どもが意見を言うだけで終わるのではなく、自分の意見を持って議論し、議論したことが実現する、そういう子ども参加の仕組みづくりを検討するとともに子どもたちが安心して意見を表明できる常設的な居場所についても確保の検討を行うと。コンパクトにここに書かれているとおりでして、子どもの意見を尊重しましたという仕組みは幾らでもあるんですよ。尊重しましたって言えばいいので。そうじゃなくて、実現。その子どもたちの意見が実現するところまで子ども参加の仕組みづくりというのが果たしてできるかどうか。どうせ子どもの意見なんだから、まあ、聞きましたよと。でも、決めるのは私たちです。これは割かし大人のやり方なんですよね。子どもたちの意見はみんな聞きますと、でも決めるのは大人ですよ。そういう決め方じゃなくて、子どもたちの意思が、ちゃんと意思決定、関われるかどうかというのが今回仕組みづくりの勝負どころなんです。

それが前半に書いてあることで、しかも、その子どもたちが意見を安心して言えるような拠点、常設的な居場所がないと駄目だと。子ども会議というのが単なるイメージとしてあるんじゃないで、子どもたちがふだん安心していられる居場所、たまり場があって、私たちはできればそれを児童館、夜間の児童館あたりは子どもたちの場所としてどうかという話をしていたんですけども、そういう常設的な居場所をもって子どもたちが意見表明できるような環境をつくってほしいというのが、今言った（２）のところですよ。

もう一つが、子どもの意見・議論を支援する人材の育成ということで、前半はどちらかというと、仕組み、常設的な居場所、ハードの問題で、（３）はやっぱり自分たちが意見を言いやすくなるような支え手、サポーターをつくる、支え手が必要だと。子どもの意見表明や議論を支援する人材の育成方途を検討し、検討に当たっては児童館における子ども会議等、公的な取組に加えて地域の子どもの主体のイベントにおける取組を参考にすると。

今までのいろいろな子どもたちの活動を支えてきた人たちを念頭に置きながら、やっぱりここでも子どもの意見が実現まで進めるような支え方、つまり、子どもの意見が意思決定の仕組みまで届くかがポイントなんです。具体的に言えば、例えば学校で子どもの意見を言ったら、その意見が届く場所といたら、職員会議。職員会議の中に子どもの意見が通るような仕組みをどうやってつくるかと。

それを支えていく支え手のことを、その意思決定まで関わられるような、子どもの意見を支えていけるような専門職種として厚労省はアドボケイトという制度をつくったんです。子どもの意見表明支援員というアドボケイトという制度を厚労省はつくりまして、厚労省の念頭にあったのは、児童養護施設とか社会的保護の施設で子どもたちが意見を言えないために自分の一生がなかなか決まらない、だから、児童養護施設の子どもの意見で自分の人生を決められるようにサポートするアドボケイトが必要だともともと厚労省がつくったんですが、それをもう少し広げれば、全ての子どもたちが意思決定に参加できるようなサポート、アドボケイトが必要じゃないかと。

そういう人材養成を来年やれないかというのが、この２つ目のところですよ。

一応、（２）と（３）の説明はそういったところだけでも。

水津部会長

御説明にあったように、子どもの意見をどう取り込むかということ、一つ、仕組みづくりをするためにまずは子どもたちの居場所の問題、そして、そこを支えてきちんと制度化するところに持っていけるアドボケイト、要するに人材育成の必要性ということ、前回の部会でもどこまで具体的に言ったかはあれなんですけど、この部会でこれが必要であるということ、再度もうちょっと認識させていただいて、再度提案に持っていきたいというところがあって、その仕組みづくりにどうしても必要なものであるということが、ここでまた再度議論されるべきかなと思ってるんです。あと１５分ぐらいしか時間がないので、今のところでも思いつく御質問とか何かいただけたら、それをまた基に話していきたいなと思うん

ですが。

平岡課長　　すいません、事務局からよろしいですか。

来年度、これも今課題としては認識をしているんですけども、場所の確保、もう実際にスペースの確保ですとか、人材育成というところはあるんですが、そこはちょっと段階を踏ませていただきたいというのが正直なところですよ。

水津部会長　　ん？ 段階を踏むって。

平岡課長　　段階を踏ませていただきたいという……。

喜多委員　　段階ね。

平岡課長　　ええ。正直なところで、これを来年単年度で、いきなり全部できるというのはなかなか難しいところがあります。まずは来年度、条例制定、その中で、子どもたちからぜひとも私たちの意見を表明して、それを市や教育委員会等に届ける仕組みをつくりたいという思いはあるんですけども、それを本当に、子どもたちの発露としてそれが出るところとか、そういったところが、子どもたちの意見として醸成してそれが形として成り立つかどうかというプロセスも大切にしたいというのがありまして、来年度に関してはそのようなところで、課題としては認識しておりますけれども、これを全部来年というのはちょっと難しいかなと思っております。

以上です。

水津部会長　　私としても、そんなことが来年度すぐできるとは全く思っておりませんで、そのための必要性みたいなものを議論したいと思っております。来年度すぐ実施してくれということではなくて、そういうことが子どもの意見表明の仕組みにはどうしても必要なんだということを、部会の中で共通認識として持った上で、それを提案しながらその次を目指して、それがきちんと形になる、提案になるための議論をしたいと考えています。

喜多委員　　その方向なんですけれども、一つ踏まえておきたいのは、子どもの意見表明参加の仕組みづくりというのは、一般的な市民の参加、仕組みづくりと非常に違いが、何が一番大きいかというと、子どもはすぐ大人になっちゃうんです。だから、今の子どもたちがやりたいと言っている、翌年には高校生になったり大学生になったりしちゃって、つまり子どもたちの参加という部分、継続性という、子どもたちが子ども期に願っている子どもの願いを継続的に支えていかないと、そういう仕組みづくりにつなげていかないと、来年考えればいいということだけじゃないんですよ。そこはやっぱり、子どもはすぐ子どもじゃなくなってしまうという非常に大きな問題と、それから、同時に、今の子どもたちは非常に意見表明がしにくい時代でもあるんですね。僕は本当に今、どこの自治体でも子ども会議がすごく難しくなっているんですよ。いわゆる対面型のリアルな子ども会議というのを子どもたちが非常に敬遠し始めている。なぜかという、すぐに意識高い系と見られたり、生意気なやつだとか、だから、対面の中で子どもたちがみんな集まって議論して意見を交わそうという流れになかなかならない。

今、実際、子どもの意見聴取といったら圧倒的にアンケートとか、要するにホ

ームページ、いわゆる意見箱みたいな形で、投書箱みたいな形で、これは安全だからと子どもたちはすごく大好きなんです。でも、安全な方法だけじゃなくて、子どもたち自身が一緒に集まって話合いの場で意見を言いながら子ども世代の意見をまとめていけるような、それが本来民主主義としても大事なわけなので、今の子どもたちの置かれている現状と、それから今言ったように、すぐに大人になってしまうという、今の子ども達の現状をある程度認識した上で、参加の仕組みを考えなきゃいけないという難しさがあるというのを一つ前提にいただければと思います。

水津部会長 確かに継続性を維持するためにも場所は絶対に必要だと考えたいと思います。今いる子どもたちがこうしているから、じゃあ、ここの会議室に集まってというようなやり方では継続性の担保にはならないので、特に喜多先生がおっしゃっているように、子どもが自分の意見を安心して言える環境にあるということは非常に重要で、それこそ子どもが意見を言わなくなってしまうからもう何十年ももちろんたっていますが、さらに子どもたちの中にSNSという脅威があることにより、自分の意見を言うことが非常にナーバスになっている子どもたちというのは、民生委員の小峰さんなんかはよく御存じだと思うんですけど、このことを発言したとばかりに裏で何を言われるか分からないということで、中学生って物すごく神経を使って暮らしているんですよ。だから、そういうことから子どもたちを守りながら、子どもらしく意見を言える場所を確保するというのにとっては、安心できる場所というものはすごく重要じゃないかなと捉えますけど、どうでしょう、中村さんとか、どうお感じに。

中村委員 そうですね。ちょっと今のお子さんたちの考えなんていうのはあまり理解してないところなんですけれども、意見を聞く場というのが、中学生から聞いているというのは何かしら目的があるわけですね。これ、子どもというのは18歳ということですので、高校生も多分入っているかと思うんですけども、今、中学生に限定するというのは何か、やっぱり3年ぐらいは、6年ですか、高校を含めますと先があるのか、意見を聴取しやすいのか、その辺はどういったことで中学生の意見を取り入れているのかということをお伺いしたいなと。

平岡課長 事務局です。
まず、中学生サミットができないかという発想から始まって、それは小学校高学年からでもよかったんですけども、まずは中学生にフォーカスして始めてみようというところで、令和5年から仮中学生サミットというところで立ち上げたというのが経過としてあります。今後、継続性というところも含めると、やはり中学3年生だと受験が入りますので1回切れちゃうんですよ。なので、高校生から、例えば小学校高学年まで含められるかどうかというバランスは今後見ていかなきゃいけないところではあるかもしれないんですけども、今は中学生のほうとしてやっていくという状況にあります。

中村委員 分かりました。

水津部会長 やっぱり中学生は、もちろん私立に行っている子もいますけれども、まだ地域

の子どもなんですけれども、高校生になると、どうしても就学場所が別になるので非常に地域との関係性が薄れる年代なんです。だけど、もしかして中学生の時期に、この町でそういうことでつながれたら、外で学校に行く子どもたちが帰る場所というふうな意味合いも持てるかなという思いでの継続性というのが生まれるかなと。

喜多委員 逆に小金井市に所在している都立高校、都立高校だよな？

水津部会長 いろいろあります。

喜多委員 だから、所在している高校生の意見の聞くというのがあるんですけども、逆に市内にいる高校生もいるわけです。そこに聞くにはどうするかというのがありますよね。

中村委員 これからということですね。そうですね、ありがとうございます。

水津部会長 関わってくれるという意味では、地域の高校生と捉えて、きちんとした仕組みができれば、そこにあるかなと思うし、あと小金井市には非常に、財産として東京学芸大学というのがありますので、そこの連携というの、アドボケイト的なことを考えたときに、将来的にはそういうのもあるんじゃないかなと意見としては思っています。この町だからこぞできる仕組みみたいなものを目指すというのは、要は何が言いたいかというと、ここは切ってもいいんですけど、お金のない町ですので、お金がなくてもどうやって豊かにそこがつくれるかということが一番の肝かなと思いますので、あらゆる人材ですとか、あらゆる場所ですとか、そういうものを、何というかな、聖域をちょっと、どこがいいとかということをこちらから申すというよりは、その必要性というものに関して部会で議論したいと思っています。それに対して、どこがふさわしいのかとか、どこならできるのかというのは、私の中では行政の考えることではなかろうかと思っています。

中学生って3人集まっていると今通報されちゃったりとかするんですよ、公園でしゃべっていてもね。だからなかなか、中学生がいる場所もないですし、それはもうずーっと課題だなとは思っていますけど、どうです？ 小峰さんとか、町の中で。

小峰委員 そうですね。今、時間がない。中学生、時間がない。だから、本当に何かしたくても時間がないので、最後余暇があるときにリアルじゃない会い方をしているというのが現実な現実なので、そういうところをどんなふうにつなげていくか、場所もそうだし、学年を下げてやっていくというのも一つなのかなと思います。

水津部会長 入り口を下げるというかね。

小峰委員 そうそう、入り口を。

喜多委員 時間がないという中身で言えば、一つ、受験関係と、それから部活ですね。中学校は部活がありますから、放課後、子どもたちはなかなか自由にならない。小金井市でこの前保護者アンケートをしたら、8割が早期教育をやっているんですよ、お稽古だとか。だから放課後、子どもたちがばらばらになっていて、だから、そういう意味でも社会参加が、小金井も地域社会に参加する、なかなか難しい状況、僕は学校による囲い込みと言っているんですけども、子どもを囲い込

んじやあって、社会になかなか出てこれない現状があるというのも一つの備えておく必要があるんですね。

小峰委員 だから、アドボケイトが必要なんじゃないですか。

喜多委員 そうそう。アドボケイトがいないと駄目なんです。

小峰委員 下のほうから、逆にちっちゃい頃からそういうものがあって、大きくなっていったら自分たちでできるような感じに。やっぱりそういう意味では、そういう仕組みづくりが。公園で遊ぶのもやっぱり誰かがいないと、大人が関与すれば質のいいもので遊べるので、絶対必要性はあると思います。

水津部会長 子どもたちが集まるということも重要だけど、そこでちゃんと見てもらえる大人というか、学生でもいいんですけども、そういうような形で子どもの意見をこう。だって、来たがばっかりに逆に傷つけるなんてことがあったらどうしようもないじゃないですか。それを防ぐにはきちんとした仕組みが必要だと思いますよね。

小峰委員 あと、個が多いというか。子どもたちはつながってなくて、やっぱり本当は誰かとおつながりたいんだけど大人の人に間に入ってもらいたい。ちょっとお姉さんやお兄さんに間に入ってもらいたいという子どもは多いと思います。

水津部会長 あと、SNSだったり、子どもたちとネットのつながりの専門家の先生に聞いたところでも、やっぱり幾らSNSでつながっているといっても最終的に人間は絶対リアルで人に会いたいんですよ。つながりというのは絶対なくては生きていけないので。だから、リアルを求めて、要するにトータルだとかそういうところに集まるという習性があるのは、オタクの子たちでも、幾らネットでつながっていてもコミケとか行くじゃないですか。絶対リアルが必要なんですよ、人だから。その根底にあるものを地域の中できちんとしてあげるといことは絶対に無駄じゃないし、そこによっていろんな子どもたちの自主性だったり、権利意識だとかというものが芽生えてくる場所になると信じていたいなと私も思っているので、居場所づくり、居場所と人材育成というところに関して今後も検討していきたいし、提案していきたいなと思います。

ちょっと今日時間が、もうそろそろ終わりの時間になりましたので、全体でまとめさせていただきますと、子どもの権利の日に関しては提案された流れでいきます。その中に、子どもたちの、中学校の意見を前文等含めるということは今確認させていただきましたのでそのようにさせていただきたいと思います。そして、1月の中では素案を見させていただいて、私たちなりの意見をまとめていきたいと思います。

あとは今後も、この会、任期が2年ありますので、その中で仕組みづくりに関して様々意見交換をしていけたらなと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上ですが、事務局からどうぞ。

永井主査 事務局です。次回の会議なんですけれども、すみません、子どもの権利の日に制定についてのところ。項番7で、令和8年1月に子どもの権利部会における

検討と書かせていただいて、今、水津部会長からお話があったとおり、そこで子どもの権利の日の素案を皆様にお示ししたいと思います。大体1月中旬から後半ぐらいに権利部会の会議ができればなと思っています。

事務局からは以上です。

水津部会長 できるだけ早めに調整していただければいろいろ助かりますので、よろしくお願いたします。

では、これをもちまして、第1回の子どもの権利部会を終了させていただきます。またよろしくお願いたします。ありがとうございました。